

令和4年度
米子市会計年度任用短時間勤務職員採用試験
(下水道使用料等徴収員)

受 験 案 内

令和4年12月15日
米 子 市

【募集内容】

募集職種	採用予定人員	職務内容
下水道使用料等徴収員	1人程度	下水道部下水道営業課に勤務し、下水道使用料等の徴収に関する業務（業務端末による催告文書作成、滞納処分及び戸別訪問による徴収等）に従事します。

【受付期間】

令和4年12月15日（木） ～ 同年12月28日（水）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、12月28日必着とします。

【試験日・試験場所】

試験日	試験場所
※応募者に別途お知らせします 申込後、随時試験を実施します。	米子市下水道部中央ポンプ場 米子市内町172番地1（医大通り沿い） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

1 採用職種・採用予定人員・職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
下水道使用料等徴収員	1人程度	下水道部下水道営業課に勤務し、下水道使用料等の徴収に関する業務（業務端末による催告文書作成、滞納処分及び戸別訪問による徴収等）に従事します。

2 受験資格

試験区分	資格
下水道使用料等徴収員	普通自動車運転免許証（AT限定可）を有する人 文書作成ソフト及び表計算ソフトの基本的な操作を行うことができる人

上記のほか、次に掲げる地方公務員法第16条に定める項目に該当する人は、受験できません。

- ・米子市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験日程及び会場

試験日	試験場所
※応募者に別途お知らせします 申込後、随時試験を実施します。	米子市下水道部中央ポンプ場 米子市内町172番地1（医大通り沿い） *詳しくは、応募者に別途お知らせします。

4 試験方法及び内容

試験科目	配点	試験の内容	時間
面接試験	200点	人柄などについての面接試験	15分程度

○ 合格者の決定

- ・応募のあった方から随時面接試験を行い、一定の基準に達した方を合格者に決定します。
- ・応募者が多数の場合は、基準に達していても採用されない場合があります。
- ・募集期間の締切前に採用者が予定数に達する場合があります。

5 申込受付期間

令和4年12月15日（木） ～ 同年12月28日（水）

- ・土曜日、日曜日及び祝日を除きます。
- ・受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。
- ・郵送による申込みの場合は、12月28日必着とします。

6 受験手続

区 分	内 容
提 出 書 類	受験申込書 及び 履歴書 各 1 部 ○ 受験申込書及び履歴書に必要事項を記入のうえ、写真を貼付してください。 自動車運転免許証の写し 表面と裏面 各 1 部
申 込 先	米子市下水道部下水道営業課 (中央ポンプ場2階) 〒683-0834 米子市内町172番地1 電話 (0859) 34-1371 [郵送で申し込む場合] ○ 封筒の表に赤字で「会計年度任用短時間勤務職員 受験申込」と書いてください。

○ 受理した提出書類は、返却しません。

○ 詳しいことは、米子市下水道部下水道営業課にお尋ねください。

7 試験結果の発表

区分	発表時期	発表の方法
採用候補者	随時	随時、合格者に対し、電話等により通知します。

8 採用予定日・勤務条件

区 分	内 容
採用予定日	令和5年1月10日
報 酬	報酬は、 月額113,109円（高卒以下） 月額119,922円（短大卒） 月額128,438円（大学卒）です。 このほかに、通勤手当相当の額、期末手当がそれぞれの条件により支給されます。
勤務形態	勤務時間は、1週間当たり30時間です。 ・1日の勤務時間は、原則として午前8時30分から午後5時15分までの間で、1日につき7時間45分を限度として割り振られます。 ・業務の繁忙期、イベント開催時及び災害時には、土曜日、日曜日又は祝祭日若しくは夜間に勤務することもあります。
任用期間	任用期間は、令和5年1月10日から令和5年3月31日までです。 ・採用日から1か月は条件付き採用期間となり、この期間は延長されることがあります。 ・任期満了後、人事評価等に基づき再度の任用を行う場合があります。再度の任用を行う場合は、採用日の属する年度の4月1日から起算して勤続5年を超えない範囲内で、年度ごとに勤務実績、健康状態等を考慮の上、決定します。（職の改廃等がある場合を除く。） ・再度の任用時において、前年度までの会計年度任用短時間勤務の経験を加えて市長が定める上限の範囲内で、再度報酬月額を定めます。
その他	健康保険、厚生年金及び雇用保険の適用があります。

○採用時まで給与改定・制度改正があった場合は、それによります。